

第10 屋外消火栓設備（令第19条）

10.1 設置を要する防火対象物

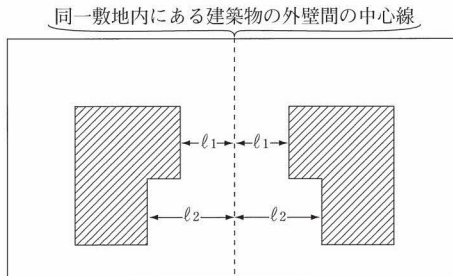
(1)

防火対象物	規模等	一 般
(1)項～(5)項 (7)・(8)項		地上2階までの床面積の合計が3,000（準耐火建築物6,000, 耐火建築物9,000）㎡以上

10.2 代 替

- (1) スプリンクラー設備の有効範囲（補助散水栓の包含範囲を含む。）
- (2) 水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末消火設備のヘッド設置部分
移動式は、ホース接続口までの水平距離が15m（ハロゲン化物は20m）以内の部分
- (3) 動力消防ポンプの有効範囲

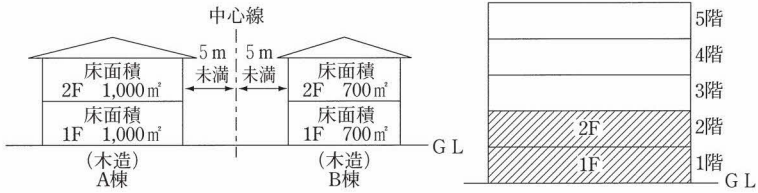
10.3 一の建築物とみなす例（令第19②）



10.3 図1

- 注1 l_1 が1階部分で水平距離3m以下2階部分で同5m以下の場合は l_2 が1階部分で同3m、2階部分で同5mを超えていても屋外消火栓設備の規定の適用に際しては一つの建築物とみなす。
- 注2 渡り廊下により接続されている場合は、令第19②により1棟として取り扱うこと。また、設置単位通達により別棟とみなされる建築物についても適用される。

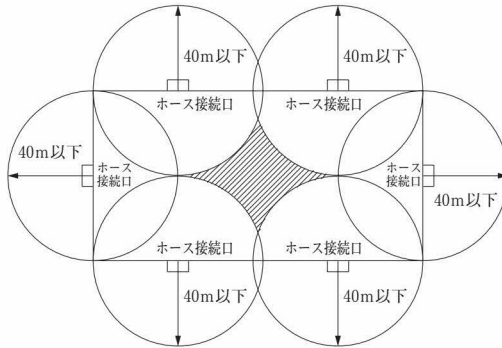
② I 第10 屋外消火栓設備



10.3 図2

注 同一敷地内に A 棟及び B 棟がある場合（その他の建築物），延焼のおそれがあれば A 棟 + B 棟の 1，2 階の床面積を合計し，3,000㎡以上になれば設置対象となる。

10.4 一のホースの接続口までの距離



10.4 図1

注 建築物外壁の各部分から水平距離40m以下となるように設けること。

(S 50.6.16消防安65)

なお，屋内消火栓の代替としている場合で，水平距離40mで包含できない部分（図中斜線部分）には，屋内消火栓を設置しなければならない。（ポンプ兼用可 2. 13 参照）

10.5 非常電源 (⑤ I 第 1 参照)

10.6 電気配線 (⑤ I 第 2 参照)